青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会(第13回)議事概要

- 1 日時 平成21年11月24日(火)午後1時30分
- 2 場所 青森地方 · 家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員((地)は地方裁判所委員,(家)は家庭裁判所委員,(地家)は地方 裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順,敬称略)

小川賢司(地),小川理佳(家),柿崎 雅(家),佐藤 俊(地),嶋貫俊信(地家),竹中司郎(地家),田村幸一(地家),津田敬三(地家),林 博美(地),藤本ふみ(家),松田修一(地家),三浦祐一(地家),向山健悦(地),横山慶一(地)

(2) 説明者

地·家裁事務局長,同事務局次長,刑事首席書記官,同次席書記官,裁判員 調整官,首席家庭裁判所調查官,次席家庭裁判所調查官,家裁首席書記官

4 議事

- (1) 開会
- (2) 田村所長あいさつ
- (3) 新委員の紹介

三浦祐一, 竹中司郎, 横山慶一, 小田切 達

- (4) 協議テーマ
 - ア 家庭裁判所における少年に対する教育的働きかけについて
 - イ 裁判員制度について
- (5) 意見交換の要旨(◎委員長,○委員,□説明者)
 - ア 家庭裁判所における少年に対する教育的働きかけについて
 - ◎ 初めに、次席家庭裁判所調査官から、少年事件の概要と手続についての 説明をさせていただいた後、試験観察における家庭裁判所調査官活動の実

際及び補導委託付き試験観察の紹介をさせていただきたい。その後に、紹介させていただいた内容に対する御感想等や補導受託先の確保のための方策等について御意見を伺いたい。

- □ (DVDビデオの視聴,配布資料及びパワーポイントを使用し,少年事件の概要と手続説明,試験観察における家裁調査官活動の実際,補導委託付き試験観察の紹介及び利用者への広報等について説明した。)
- ◎ ここまでの説明等をお聞きになった御感想,意見又は御質問等を伺いたい。
- 試験観察の説明の中で箱庭療法というものがあったが,どういうものか。
- □ 心理テストの側面と心理療法的、カウンセリング的な側面の二つの側面がある。実際に行う場合、継続的な調査面接を行っていく中で使用することになるが、少年が作成した箱庭で少年の変化、それは表面に現れた少年の行動だけでなく、心の中の変化を箱庭を通じて観察していくというものである。また、心理療法の側面で見ると、箱庭の砂をいじる行為そのもので心が安定してくるとか、自分の心の奥にしまったものを箱庭で表現することではき出し、それに対し調査官がカウンセリング的に関わるというようなことをしている。あくまでも試験観察の調査の中で行われるものであり、最終的な処分を決めるに当たって試薬としての教育的な働き掛けという位置付けなので、心理的なケアを主目的とするものではない。
- 不処分のものもあるが、不処分の場合の上限とか、どういう場合が不処分になるのか。
- 要件があるわけではないが、少年をどのような処分にするのか、非行事 実の大きさという側面と少年を保護する必要という側面の二つの側面から 検討する。不処分というのは、裁判官が審判を開いた上でこれ以上の処分 をしないということであるが、ここで十分に保護的な対策も終わって、今 後非行に走る可能性が非常に低いだろうという場合に下される。こういう

条件があればどうこうするというのではなくて、総合的な判断になる。

- 審判不開始とは無罪とは異なるのか。
- ○□ 審判不開始は、不処分とは違って、無罪と同じように非行事実がない場合もあるが、審判さえも開かずに終えるような事件もある。少年事件は、刑事事件と異なり、不起訴ということがなく、すべての事件が家裁に送られてくるので、数字からすると多いと思われるかも知れないが、非常に軽い事件も多い。例えば、万引きとか自転車を盗んでしまったような事件は全体の5割くらいあるが、初めてした万引きや自転車を盗んでしまった事件等は審判不開始で終わっている。
- ◎ 続いて、補導受託先の確保のための方策等について、御意見をいただきたい。まず、補導受託先の確保の状況について、次席家庭裁判所調査官から紹介させていただきたい。
- □ 現在,補導委託先の候補として2件について登録に向けて調整中である。 2件とも前回の委員会の際に今回と同様の話題提供をさせていただいたと ころ,委員から御紹介を受け、その後,紹介先を訪問して説明をさせてい ただき、その上で受任のお願いしているところである。この2件について は登録に向けて進んでいるが、御紹介いただいた建設業の方にお願いした 際には、現在仕事がないので、少年を引き受けても実際に働かせることは できないと言われて断られたこともあり、少年を取り巻く環境は厳しい状 況にある。是非、今後とも御協力をいただきたい。
- ◎ 以上のように補導委託先の確保が課題になっているが、情報提供も含め、 御意見を伺いたい。
- これまでの説明やビデオを見てすばらしい取組を行っていると感じた。 高校教員を経験したが、ビデオの中で、裁判所が高校との連携をとっている場面においては、非常にきめ細やかな対応ができていた。是非高校の生徒指導の教員とかにも見てほしいと感じた。裁判所と学校が、少年少女を

どのように立ち直らせていくかということで連携を深めることによって、 犯罪抑止に向かうことができるのではないかと感じた。補導委託先につい ても、教員や保護者の中から情報提供をしていただくなどして、協力者を 探す手掛かりも出てくるのではないか。

◎ 裁判所としては、いつでも情報をお待ちしているので、お気軽に情報を 提供していただきたい。

イ 裁判員制度について

- □ (配布した資料を基に、当庁でこれまでに実施された裁判員裁判の事案 概要、選任手続、審理日程、選任手続の実施結果及び性犯罪事件における 被害者への配慮等について説明した。)
- ◎ これまでに実施された裁判員裁判についての御感想や御意見をお伺いしたい。
- 新聞やテレビのニュースで裁判員経験者の記者会見の様子等を見ていると、初めて裁判員に選ばれて参加したにもかかわらず、緊張したとは言うものの、皆さん非常に落ち着いて事件に対処したのだと思い、慣れておられるなと感じた。終了後、実際どのような意見が出されているのかについては詳しくは分からないが、「事件を担当して良かった」という意見も出ているようなので、制度が良い方向に進んでいるのではないかと感じている。
- 報道を見る限りの印象であるが、東京での裁判員裁判の後の記者会見に おいては、候補者が顔を出して会見しているのを見て、これで良いのかと 思った。裁判員は公表されないものと思っていたので、どこまで公表でき るものなのかと疑問に感じた。その点、もう少し分かりやすく説明した方 が良いと思う。
- ◎ 記者会見において顔を出している方は、本人が了解した場合だけという ことになっている。

- 記者会見において、抽象的ではあるが、裁判の中味に関する話にも触れられていたという記憶であるが、どこまで話すことができるのかという点も分かりにくいと思う。
- 制度がその趣旨に沿った形で、定着に向けてうまく進んでいると感じている。これについては、地元紙上において特集が組まれ、制度を理解する上でも良い記事であったと感じている。その中で、有罪無罪を判断する負担感や罰則規定の有無等が話題になっていたが、幾つかの課題はあるにしても、制度という観点から見ると、着実に進展していると思われ、わが国の司法制度の進展ということを考えた場合に、より良い方向に進んでいると感じている。
- 記者会見があること、さらに、記者会見で顔を出すことに驚いた。素人にとっては、守秘義務を守りながらマスコミの方の質問に回答するのは負担があると思う。全国的に注目された事件であったことは理解しているが、お祭り騒ぎの感も否めなかった。本制度が早く定着し、国民が裁判員裁判に参加するのが日常的な当たり前のことに思える制度になるよう期待している。
- ◎ 裁判所としても、裁判員経験者の方に、記者会見において実際に参加した経験を語っていただくことにより、国民の裁判員制度に関する理解が深まることを期待している。
- 記者会見については、実際に裁判員裁判を経験された方の意見なので、 参考になった。ただ、自分が裁判員になった場合に、記者会見において鋭い質問をされた時には、秘密を守れなくなるのではないかとの心配がある。
- 裁判が終わってから「非常に疲れた」という感想の方が多かったと思うが、3日間を超えて裁判をする場合もあるのか。
- ◎ 事件の内容によるが、約7割の事件は3日以内に終わると想定されている。

- 記者会見についての御意見には、裁判員経験者の方の負担を心配する向きが多いのでお話をさせていただくと、そもそも刑事裁判は被告人と被害者のためにあるのであって、裁判員は主役ではないと思っている。国にとって、国民にとって大事な裁判が公正に行われているか否か、裁判員がそれにきちんと対処しているか否かを確認する必要があるということもお考えいただきたいと思う。参考までに申し上げると、皆さんがご覧になっている裁判員経験者の記者会見は、実は2段階になっていて、一つ目は公式の記者会見、二つ目は補充の取材である。いずれにせよ、御本人が了解した場合にのみ出席いただいている。
- 裁判員は、精神的な負担が大きいと思う。法律的な知識がないこともあるが、法律的な判断以外にも、量刑を決める際の負担があるのではないかと考えている。とは言っても、もう少し時間が経過すれば、より良い方向に向いていくものと思う。
- ◎ 裁判員経験者のアンケート結果によれば、最初はやりたくなかったものが、裁判員を経験した後は、やって良かったという回答が多くなっているように思われるが、いかがか。
- 裁判に参加したという充実感が大きいのではないかと思われる。
- 選ばれる前から心配している方もおられると思う。精神的には相当疲れるのかも知れない。
- 以前,内閣府の世論調査の結果によると,参加意欲は,昨年度が一番高くて,制度が開始される本年度が最も低くなっている。これは,制度が周知され,裁判員制度が近づくに従って負担感等が高まってきた結果だと思われる。ただ,裁判員経験者のアンケートの結果を聞いて,前向きにとらえている方が多いのだとほっとした。良い方向に向かっていると思う。
- 裁判員裁判実施前と実施した後では、報道振りが変化しているように思われる。当初は、果たして裁判員裁判ができるのかという内容であったが、

実際に裁判員裁判を経験した方の話が出てくると、随分と変わってきている。また、裁判員経験者の感想を伺っていると、普段慣れないことを、3 日間集中審議するということで、だれでも疲れるのは当然だと思うし、責任も感じると思う。最近では、この制度は、日本に馴染むのではないか、国民に浸透していくのではないかと感じている。ただ、守秘義務については、自分自身、つい話してしまうのではないかとの不安があり、裁判が終わってからの方の負担が大変だと思う。

有罪無罪を決めるのはそれ程ではないものの,量刑を決めるのは難しい と聞いているが,裁判員に対し,量刑の目安といったものが示されている のかどうかについて知りたい。

- □ (量刑検索システムの利用概要を説明した。)
- ◎ 守秘義務が設けられた理由を踏まえた場合、その必要性はどのように考えられるか。
- 守秘義務は必要であるが、そうであっても負担感は大きいと考える。
- 裁判員裁判に馴染む事件とそうでないものがあると思う。また、裁判員の負担等から迅速に行うことも大切ではないかと考えている。

なお、報道関係者という立場からすると、記者会見については、次の裁判員裁判に役立つのであれば、ある程度内容に入った部分の感想をお話しいただくこともやむを得ないのではないかと思っている。

○ 東京,さいたま、青森ともに会見に出席した方々の受け答えが大変すばらしいという印象を持っている。これは日本国民のレベルの高さを示しているのではないかという見方もできる。マスコミ側でも、会見に出てもらうことについて、負担感を持っているのではないかと危惧していたが、いざ蓋を開けてみると、要らぬ心配に終わったという印象である。裁判員制度は、国民の意思を司法に反映させるための制度である以上、しっかりとした意見を持つということが、今後国民に求められるのではないかと思う。

そのような観点からすると,自分の意見を述べるという訓練の意味でも, 記者会見はあってしかるべきだという感じがしている。

この制度が、どんどん定着していくであろうとの意見も出されたが、今後、少年事件の逆送事件や、殺人事件の否認事件等、これまで経験したことのない様々な事件も対象事件となっていく可能性がある。そうした事件についての裁判が、きちんと行われるかどうかについて、国民が司法に参加する以上、多少の負担はあるものの、記者会見も含めて、マスコミも国民も一緒になって注視していくことが大切だと考えている。

- 検察庁としても、裁判後の記者会見等では、裁判員経験者の方から非常に良い意見も頂いたので、裁判に携わっている者として、ある程度目的は達成できたと考えており、今後も、これまでと同様の方向で臨んでいきたいと思っている。もちろん、まだまだ足りない点もあると思われるので、それも含めて継続して努力していきたい。裁判員等の肉体的、精神的負担を軽減するため、例えば、判断に必要な情報を分かりやすく提供していく必要もあると考えている。その意味では、報道関係の方の協力も必要であるし、記者会見の場で貴重な意見を頂ければありがたい。
- 弁護士会としての正式見解ではないが、これまでの発言をお聞きして、 裁判員制度の広報をもっときちんとやっておくべきだったのではないかと 感じた。これまでの結果から見えてきた問題点として、性犯罪を対象事件 とすべきかどうかについて、各地で議論になっており、当弁護士会でも悩 んでいる。さらに、一部の裁判所においては、検察官が執行猶予を求刑し た事案も出てきており、裁判員の方々からは、そのような事件についてま で、果たして裁判員が何時間も時間を掛けて参加する必要があるのだろう かという意見も出されている。また、私としては、審理時間が短いのでは ないか、被告人の言い分を十分に理解していただいたのかという疑問も持 っている。国民が司法に参加することによって、刑事裁判が適正に運用さ

れるということは非常に大切なことではあるが、個人的にはその中で最も大事にされなければならないものは、被告人の利益だと思う。被告人の利益が損なわれるようなことになってはならないのであって、このままの形で進んでいくことが、果たして良いのかどうか、私自身は疑問を持っている。今後、3号事件、4号事件と進んでいく中で、もう少し、裁判員裁判がどういうものなのか、最終的には、弁護士として、裁判員裁判から、将来は陪審制に発展する要素があるのかないのかということも検証していきたいと思っている。国民の方々には負担を掛けるかも知れないが、国民主権の中で、国民が刑事裁判をどのように受け止めるかという根本的な問題にかかっていることなので、是非とも正しい理解をしていただきたい。当然、弁護士会としても、裁判員裁判が充実発展すること自体には協力していきたいと考えている。

- 裁判員制度から陪審制に発展するという動きがあるのか。
- 国はまだそこまでは考えていないのではないかと思う。事実の認定は陪審員が行うという方向に発展するかどうかは、裁判員を務めた方々から、自分の経験を語ってもらうことによって、また、それを見ることによって、国民が事実認定がどういうものかということを理解していけば、裁判員裁判が陪審制に発展していく余地も、可能性としてはあるのではないかなと考えている。
- ◎ 陪審制に移行していくかどうかという点や、性犯罪を対象事件にすべきかという点については、いずれも立法論の問題で、裁判所としては、法律上定められたことを粛々と行うという立場であるという点を御理解願いたい。

なお,裁判所としては,1号事件については,性犯罪事件ということから,可能な限り被害者のプライバシー等の保護といった点に配慮したが,

運用面で御意見があればお伺いしたい。

- 被害者の意見陳述の際の声についてであるが、青森県は狭い土地柄なので、本人が特定されないよう、多少は声を加工した方が良いと感じた。
- ◎ 生の声の方が、むしろ被害者の方の心情を訴えやすいという考え方もあるようだが、いかがか。
- いろいろな運用が考えられるが、検察官としては、生の声を伝えたいという御要望があればそうするとか、他の人に聞かせたくないということであればそれに沿った方法を取るとか、被害者の意向によっていろいろな方法を考えていってよいと思っている。ただ、現状ではまだそこまでできるとは言えない。将来的には、発言される方の気持ちを考えて、できる方法があればいろいろと考えていきたい。
- 生の声を出すかどうかは、被害者の希望に沿ってやるのも一つの方向か と思う。
- ◎ 以上で本日の委員会を終了するが、この後、希望する委員には、裁判員 法廷、評議室及びビデオリンク等の各種機器の見学を予定しているので、 参加されたい。
- (6) 次回開催期日

平成22年5月25日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

(7) 閉会